ประกาศสำนักงานคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน

ที่ ป.9/2568

เรื่อง แก้ไขเพิ่มเติมหลักเกณฑ์และเงื่อนไขการอนุญาตให้นิติบุคคลต่างด้าวที่ได้รับการส่งเสริมการลงทุน ถือกรรมสิทธิ์ที่ดินสำหรับเป็นที่ตั้งสำนักงานและที่พักอาศัยของคนงานระดับปฏิบัติการ เพื่อประกอบกิจการที่ได้รับการส่งเสริมการลงทุน

非公式訳

投資委員会事務局布告

第 Por. 9/2568 号

件名：投資奨励を受けた外国法人に対し、投資奨励事業を行うため、事務所所在地および実務レベル労働者の住居の用に供する土地の所有権を取得することを許可する基準および条件の改定増補

事務所所在地および実務レベル労働者の住居の用に供する土地の所有権取得に係る審査を、明確にし、かつ現状に適したものとするため、投資委員会事務局は、仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法およびその改正法第 11 条、第 13 条および第 27 条の権限に基づき、また投資委員会から委任を受けて、仏暦 2567 年（2024 年）11 月 4 日付投資委員会事務局布告第 Por. 8/2567 号を以下のとおり改定増補する。

第 1 項　仏暦 2567 年（2024 年）11 月 4 日付投資委員会事務局布告第 Por. 8/2567 号第 3.2 項の規定を廃止し、これに代えて以下の規定を適用する。

「3．2　住居は、投資奨励を受けたプロジェクトの実務レベル労働者の住居としてのみ使用される建物であり、かつ使用面積が適切な割合で確保されていなければならない。なお、当該住居は、土地分譲プロジェクト（分譲住宅)、コンドミニアムの住戸の一部、戸建住宅、商業建物等の形態であってはならない。」

第 2 項　仏暦 2567 年（2024 年）11 月 4 日付投資委員会事務局布告第 Por. 8/2567 号の第 8 項として、以下の規定を追加する。

「第 8 項　事務所所在地および住居の用に供する土地の所有権取得許可申請の提出方法

8．1　被奨励者は、事務局が定める 土地の所有権の取得および土地に係る恩典の利用許可申請システム（e-Land）を通じて、許可申請書ならびに当該許可申請に添付すべき書類または証憑の一覧を提出しなければならない。

8.2　事務局は、申請をシステム上で受理登録する前に、許可申請書および当該許可申請に添付すべき書類または証憑の正確性および完全性を確認するものとする。正確かつ完全である場合、事務局はシステムを通じて受理した旨を通知する。正確または完全でない場合、事務局は追加提出が必要な事項の詳細を整理し、システムを通じて申請者に通知し、電子データを提出した日から起算して 7 営業日以内にシステム上で修正することを認めるものとする。当該

期間内に修正が行われない場合、または修正が正確かつ完全でない場合、事務局は許可申請を拒否し、当該案件全体をシステムから削除するものとする。

8.3　事務局は審査を行い、その審査結果を被奨励者に郵便により通知するものとする。」

第3項　本布告は、発布日以降に提出される許可申請に適用する。

発布日　仏暦2568年（2025年）7月18日

ナリット・テートサティーラサック
（ナリット・テートサティーラサック）
投資委員会長官